

教会改革のためのガイドライン（基本方針）

目 次

教会改革の 5 大指針について

はじめに

1. 献金奨励・受領について

- (1) 献金奨励・受領の際の基本的姿勢
- (2) 献金奨励の際の禁止事項
- (3) 「確認基準にあたる献金」の受領に際して
- (4) 名目献金の使途について
- (5) 祝福献金の受領について
- (6) 先祖解怨および先祖祝福について

2. 教会運営について

- (1) 教会運営の基本的方針
- (2) 教区運営委員会について
- (3) 女性部長の役割について
- (4) 母国の使命について

3. 伝道活動について

- (1) 家庭連合であることの明示について
- (2) 家系図・姓名判断等の運勢鑑定について
- (3) 推奨される伝道活動について

4. 二世圏教育について

- (1) 尋訪・相談における基本姿勢
- (2) 尋訪について
- (3) 相談対応について
- (4) 相談員の認定制度について
- (5) 厚生労働省の児童虐待 Q&A について

5. その他

- (1) 家庭祭壇について

教会改革の5大指針について

「教会改革」とは、今までにない全く新しい教会を作ろうという試みではありません。むしろ、神霊と真理に満ちた草創期の教会にもう一度立ち返ろうという意味であり、神の永遠の創造目的である三大祝福を完成した地上天国の実現を目指すという、信仰の原点に回帰することに他なりません。そこで、この「三大祝福」のみ言に基づき、次のような教会改革における5大指針を示すことと致します。

1. み言への原点回帰（第1祝福、個性完成における信仰基台）

人間は神のみ言で創造されました。神を愛するという信仰基台の本質は、先ず、み言を愛することです。したがって、統一原理やみ言の実体である真の父母様の生涯路程、聖書の伝統である十一条等を教育することが信仰指導の基本であり、信徒教育の基礎となることを改めて確認いたします。

2. 正しいアベル・カイン観の確立（第1祝福、個性完成における実体基台）

実体基台とは隣人を愛することであり、み言の実体となることです。人間始祖の墮落以降、創造本性を復帰する、また、愛の減少感を克服し墮落性を脱ぐというアベルとカインの責任分担が生じました。これらは、バランスよく復帰されなければなりません。ところで、天一国時代においては特に、愛で隣人を自然屈伏させるアベルの責任分担がより重要になります。カイン圏を愛し大切にする、食口を愛し大切にする文化を定着させましょう。

3. 家庭基盤の確立と神氏族メシヤの使命完遂（第2祝福、家庭の完成）

統一原理によれば、神の愛（心情圏）は、家庭における四大愛（四大心情）の主体的な愛（心情圏）と定義されています。したがって、私たちが神の愛や心情圏を復帰するには家庭基盤の確立を避けて通ることはできません。この延長線上に、メシヤである真の父母の勝利圏を相続する恩恵である神氏族メシヤの道が開かれるのです。

4. 天一国の安着と母国の使命（第2祝福、子女繁殖と神主権世界）

神を中心とする家庭が氏族、民族、国家、世界へと拡大されたものが地上天国（天一国）であり、これを実現することが神の永遠の創造理想です。家庭において母が新しい命を生み、育成し、立派な成人に導くように、母国は伝道や教育、公職者の輩出、宣教師の派遣等を通して、世界摂理において母親のような役割を果たす必要があります。

5. 心情文化世界の実現（第3祝福、万物の主管）

政治、経済、文化等、およそ人間の生の営みは万物を介してなされます。この際、相手の喜ぶ姿が見たいという心情を動機としてために生きる、互いに助け合う文化の形成と、そのような文化の上にある教会づくり、運営が重要です。心情文化の形成と、心情文化世界の実現を目指します。

はじめに

このガイドラインは、2022年9月20日付公文「教会改革の方向性に関して」で発表した内容に基づき、今後の教会運営における指針を示したものです。天一国時代にふさわしい教会づくりを進め、家庭連合が宗教法人として社会から信頼と尊敬を受けられる団体となるために、各教会において以下の内容を遵守し、教会改革を確実に進めるようにしてください。

1. 献金奨励・受領について

献金奨励・受領については、2009年2月12日に出された「教会員の献金奨励・勧誘活動及びビデオ受講施設等における教育活動等に対する指導について」（以下、「2009年コンプライアンス宣言」という）が基本となります。この宣言を補完・徹底する形で、献金奨励・受領においては以下の内容を遵守してください。

（1）献金奨励・受領の際の基本的姿勢

すでに「2009年コンプライアンス宣言」において示されているとおり、献金については、捧げる方の自主性及び自由意思が最も尊重されるべきであり、献金奨励において決して相手が強制・脅迫と受け取られるような言動がないよう十分注意しなければなりません。この判断基準はあくまで相手側がどう受け取ったかにあります。奨励する側にそのような意図がなかっただけでは十分ではなく、相手側にそのように誤解されることがないように注意してください。

また、献金奨励については、「統一原理」と聖書的伝統を中心とした指導が基本です。収入の十分の一を捧げることによって全体を神に捧げた条件を立てる「十一条献金」と、天から与えられた恩恵や保護に対して感謝を捧げる「感謝献金」が献金の主な柱となります。加えて、信徒自らが希望される方に対しては、神の国建設に同参する意味での十二条・十三条の献金を奨励するものとします。また、神氏族メシヤ使命の完遂に向けて取り組む伝道と精誠条件と共に、捧げられる感謝献金においても、信徒本人の希望に寄り添って導いてあげなければなりません。

献金を受領する際には、金額の多寡によってその価値を判断してはならないことはもちろんのこと、捧げる方の精誠を汲み取り、すべての献金を感謝と尊敬の意をもって丁重に受け取らなければなりません。

（2）献金奨励の際の禁止事項

①家系図・霊能力等を用いた献金奨励の禁止（再徹底）

「2009年コンプライアンス宣言」において示された「献金と先祖の因縁等を殊更に結びつけた献金奨励・勧誘行為をしない。また、霊能力に長けていると言われる人物をして、その霊能力を用いた献金の奨励・勧誘行為をさせない」を遵守徹底してください。2022年12月16日に公布された「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」（以下、「新法」と呼ぶ）では、「靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見」を用いて、このままでは不幸

になる等との「不安をあおり」、それを避けるためには「寄附をすることが必要不可欠」である旨を告げる行為が禁止行為となりました。したがって、個別の面談等で家系図・運勢鑑定・不安を煽るような霊界の話等を用いた献金奨励、あるいは、いわゆる“因縁トーク”の類は、今後も一切行わないようにしてください。たとえ信徒が家系図を観てほしい、あるいは運勢鑑定をしてほしいと言って来た場合であっても、そのような指導は厳に慎んでください。

②献金のための新たな借入れの禁止

新法第五条では、借入れにより、「寄附をするための資金を調達することを要求してはならない」と規定されています。したがって、信徒が献金を捧げるにあたって、新たに借入れを行うことがないよう指導してください（※特に 10 万円以上の献金に関しては、別途「献金確認書」による確認が必要）。また、現在借金を負っている方に関しては、本人の意思を尊重しながらも、返済を優先すべきだと判断される場合は、献金をしないで返済を優先するよう指導してください。ただし、事情をよく確認し、本人の主体的な意思が明確で、かつ、短い期間で返済できる見込みがある等、短期的に問題が解消される場合で、「献金確認書」の「特記事項」にその事情を記述し、責任者に説明し承認を受けた場合に限っては、これを受け取ることもできます。なお、十一条献金に関しては、本人が天との因縁を結ぶため少額でも捧げたいと望むのであれば、できる範囲で精誠を尽くしていただいて構いません。

③居住建物、事業用建物等の売却による献金奨励の禁止

新法第五条では、以下の財産を処分して献金することを要求することを禁止しています。

- 1)当該個人またはその配偶者もしくは親族が現に居住の用に供している建物またはその敷地
- 2)当該個人が営む事業の用に供している土地もしくはその土地上の建物、その他減価償却資産

よって、今後このような財産を売却して献金することを要求・奨励することがないようにしてください。また、上記に該当しない財産（遊休の土地、田畑等）の処分による献金であっても、献金者に生計をともにする家族等がいる場合には、その家族等の同意を得るようにしてください。詳しくは、「献金を受領する際のガイドライン」を参照してください。

④認知症および精神疾患の方からの献金受領に関して

認知症を患っている、またはその疑いがある方からの献金受領はしないようにしてください。また、精神疾患を抱えておられる方からの献金に関しても、基本的には受領しないようにしてください。ただし、症状の度合いが軽く、家族も了承している場合であり、かつ少額である場合に関しては、受け取ることもできます。

⑤献金受領後の念書等の取得に関して

献金してくださった方に対して、後日献金の返金を求めない等を書面で約束させる行為は、今後ほしくないようにしてください。それ以上に、献金をしていただいた後の心霊のケアが重要です。献金してくださった方に対して感謝の思いを忘れず、常に誠実な対応を心がけ、食口一人ひとりを大切にする文化を育みましょう。ただし、クレームに対する和解合意をするときは、従来通り、和解合意書に清算条項（合意書に定める以外の請求をしないこと）を入れることは構いません。

（３）「確認基準にあたる献金」の受領に際して

月収の10分の3を超える献金（目安として10万円以上）を「確認基準にあたる献金」とし、その受領に際しては特別のルールを設けるものとします。該当の献金を受領する場合は、所定の手続きにしたがって献金状況の確認とその記録である「献金確認書」の作成、および、「献金受領証」の発行を行ってください。具体的な手続きに関しては、「献金を受領する際のガイドライン」を参照してください。

（４）名目献金の使途について

新法第三条「配慮義務」の中で、「寄付される財産の使途について誤認されるおそれがないようにすること」と定められています。名目献金のように特定の目的のために捧げられた献金に関しては、通常の献金とは分けて管理し、当初掲げた目的のためにのみ用いてください。当初掲げた目的が完了した場合など、どうしても別の目的のために用いる必要が生じた場合は、必ず献金を捧げた本人に説明し、承諾を得るようにしてください。

（５）祝福献金の受領について

祝福感謝献金に関して、まだ本人の祝福（相手）が決まっていない段階において、前もって捧げることを奨励し、受領することはしないようにしてください。祝福感謝献金は本人に祝福を受ける意思があり、約婚相手が決まって祝福式に臨むことが確実にになった段階で受け取るようにしてください。また、祝福感謝献金を前もって全額納めなければ祝福を受けられないということはありませんので、そのような指導をしないようにしてください。

（６）先祖解怨および先祖祝福について

すべての祝福家庭は神氏族メシヤの使命完遂に向かって尽力しなければなりません。その際に先祖解怨・先祖祝福に対して感謝を込めて捧げられる献金は、一度にすべてを全うしようとするのではなく、本人の状況に合わせて可能な範囲で計画的に努力するよう指導してください。また、先祖解怨・先祖祝福の意義の説明にあたっては、いわゆる先祖の因縁や霊界（特に地獄）の様相等を殊更に強調することで不安感や恐怖感を抱かせるのではなく、三段階の人生観や霊人の再臨復活等、「統一原理」に基礎を置いた救済または再臨協助の視点で説明を行うようにしてください。

2. 教会運営について

今後の教会運営においては、神霊と真理に満ちた教会づくりを目指し、信徒の意見や要望を積極的に取り入れ、信徒と共に作っていく教会になることが望めます。同時に、教会と教会が教区の中で助け合う、また、教区と教区が地区の中で助け合う、このような助け合いの文化を醸成する中で全体としての最適化、発展を目指すことが重要です。

(1) 教会運営の基本的方針

各教会の運営は、十一條献金、感謝献金、孝情奉献書等、信徒が自主的に捧げる献金によって運営されることが基本であり、所属信徒による上記献金の総額に比して経費・支出が過度とならないように経費削減等の努力を行い、安定的かつ持続的な運営ができるよう構造改善に努めるようにしてください。そのために、各教会に教会長、主要スタッフ、信徒代表などで構成する「教会運営委員会」を設置するなどして、教会長、スタッフと信徒が一丸となって教会の運営、発展に臨めるような体制を作ることが望めます。それでも運営が厳しい場合は、次にある「教区運営委員会」を通じて教区内で調整するようにします。

(2) 教区運営委員会について

牧会者規程第18条の追加規定として、教区に「教会健全化教区運営委員会」を設置することを定めます。この委員会は、教区内の各教会の運営状況を共有するとともに、運営が厳しい教会があれば、教区内で調整して支援するためのものです。教区長が委員長となり、各教会の教会長と、必要に応じて地区会長・地区スタッフを交えて構成し、教区内にある全ての教会の持つ余剰資金等（教会献堂の目的で積立てた資金で本部にて保管すべき分を除く）の使途を協議によって決定します。そして、教区全体の最適化と教区内における助け合いの文化の醸成を目指します。同様の目的で、地区レベルでの最適化を目指す「教区健全化地区運営委員会」も地区会長の判断で設置・運用できるものとします。

(3) 女性部長の役割について

本来は、牧会者夫婦が教会の父母として教会員の指導にあたるのが理想ですが、日本では様々な事情からそうならない場合も多いため、その場合は、女性部長が代わって教会の母のような役割を果たす必要があります。母の役割は、慈愛と受容で子女を育てることにあります。したがって、女性部長も食口を愛し慰労し、神氏族メシヤ（家族復帰を含む）、二世教育の分野を中心に、当面は、教会運営の安定化の面においても、教会の発展に責任を持つ牧会者をサポートする役割を果たしていくことが願われます。

(4) 母国の使命について

神の創造目的は、三大祝福を完成した地上天国を創ることにあります。そこから、「父の国」「母の国」という考え方が出てきます。本来、家庭における母の役割には、

子女を生み育てること、慈愛と受容で子女を抱くこと、子女を立派な大人に育て上げることなどがあります。このような観点からみると、日本は母国として今まで以上に国内の伝道活動や信徒教育を通じた教会発展および国への貢献に力を入れ、海外の国々を支援（公職者の輩出、宣教師派遣や教育システムの提供等）することも願われます。

3. 伝道活動について

伝道活動については、「2009 年コンプライアンス宣言」に加えて、2015 年 12 月 15 日に施行された「伝道活動および施設に関する基準」、および 2016 年 5 月 13 日に出された「家庭連合時代の新規伝道・教育に対するガイドライン」が基本となります。これらの内容を再度徹底する形で、以下の方針を遵守するようにしてください。また、このたび上記 2 つのガイドラインを統合する形で、「伝道・教育に関する新ガイドライン 2023」が出されたので、詳しくはそちらを参照してください。

（１）家庭連合であることの明示について（再徹底）

伝道活動を行う場合には、相手が明確に理解できるように家庭連合であることを明かすことと、伝道所等の施設の看板及びチラシ・パンフレットに法人名を明記することを遵守・徹底してください。日常生活で教会員が個人として心情因縁を結ぶ際には、家庭連合の信仰を持っていることを必ずしも伝える必要はありませんが、ボランティア活動や趣味活動であっても教会が組織的に行う場合や、心情因縁を結んだ相手に教理を伝える場合には、必ず家庭連合であることを明かすようにしてください。つまり、家庭連合であることを伝えるべきは主に以下の 3 つの場合となります。

- ①心情因縁を結んだ相手に統一原理等の教理を伝える時
- ②家庭連合の施設に招待する時
- ③街頭・訪問等の伝道活動を行う時

なお、書写会は自叙伝を使っており、家庭連合の教理を伝えていると受け止められますので、必ず家庭連合であることを明かして行ってください。

（２）家系図、姓名判断等の運勢鑑定について

新規伝道において家系図、四柱推命、姓名判断および手相等の運勢鑑定を使用することはすでに禁止されていますので、これを遵守・徹底するとともに、既に信仰をもった教会員の信仰教育に資する目的であっても、これらを使用しないようにしてください。新規伝道および信徒の教育は、「統一原理」および「真の父母様の生涯路程」を適切に伝えることによって行うことが基本となります。

（３）推奨される伝道活動について

- ①原理講師の育成と講義力の強化

伝道教育の基本は、「統一原理」と「真の父母様の生涯路程」を適切に伝えることです。新規伝道および教育において、「統一原理」に基づかない手法を安易に用いるのではなく、「統一原理」に基づき、生きた神が人間の父母であること、霊界の实在、三大祝福の実現、人類始祖の墮落の経緯とその結果、復帰の公式とメシヤの必要性、歴史の同時性等を伝えることによる対象者の価値観転換が基本となるべきです。そのために、各現場において原理講師の育成と原理講義力の強化により一層力を入れるようにしてください。

また、統一原理による伝道教育が定着すれば、「原理講師になりたい」という思いを持つ食口が必ず出てきます。そのような食口に、原理講義をする機会を適切に与えて行くことで、原理講師が育ちます。原理講論をよく読み、有名講師の原理講義を参考にしたり、自分で講義案をまとめたりして、実際に講義を行うことが必要です。そのためには、まず、牧会者・公職者が原理講義を指導できるようになることが大切です。

②神氏族メシヤ活動

神氏族メシヤ活動は、真の父母様の縦横八段階の勝利圏を相続し、子女が氏族レベルにおいて横的に定着し、さらに民族、国家へと展開するための摂理であり、祝福家庭の最も重要な使命とも言えるものです。真のお父様が最後の祈祷で私たちに託してくださり、真のお母様はこれを「天寶」として祝福してくださいました。今までは横的な定着基盤造成に対して十分に投入しきれなかった面がありましたが、今こそ実質的な神氏族メシヤ活動に全組織を上げて取り組む時です。

神氏族メシヤは、自分の親族・氏族圏だけでなく、近隣住民や知人・友人なども合わせて対象にする必要があります。それを進めるための第一歩は、まず祝福家庭同士が一つになって氏族圏を編成すること（食口の氏族化）です。氏族的な祝福家庭共同体、食口共同体を形成し、氏族や地域住民などのカイン圏に対してのアベル圏を確立することが大切です。これは次の「地域化」の取り組みにもつながって来ますので、「地域化」と合わせて総合的に取り組んでいきましょう。

③「地域化」の取り組み

今後推奨される伝道の形態は「地域化」であり、これは住んでいる地域に基づいて信徒の共同体を編成することが基本となります。「地域化」には2段階あり、第1段階は近隣の信徒同士で何でも話せる家族的な信仰共同体を築くこと、第2段階はそれら信仰共同体、または教会全体として地域社会の問題解決に貢献したりしながら、地域との信頼関係を構築していくことです。「地域化」および信仰共同体づくりの具体的な方策については、伝道教育局が出しているガイドライン「伝道に向かう教会づくりの方針（地域化）」を参照してください。希望する教会は伝道教育局にコンサルティングを要請することもできますので、積極的に活用してください。

④家庭基盤が不十分な家庭に対する対応

家庭基盤が不十分な家庭に対しては、まず、信仰を持つ者がその家族に向き合うことが何よりも大切であることはいふまでもありませんが、それを本人だけに任せ切ることも適切ではありません。地域化の一環として、食口共同体における事情の共有や祈りの基台など、アベル圏の精誠の基台を造ることに焦点を当て、教会としてもその家庭の勝利をサポートするようにしてください。

4. 二世圏教育について

信徒（食口）家庭や子女が抱える悩みに対して真摯に相談に乗り、その解決を共に図っていくことは、教会が果たすべき重要な機能の一つであり、改革の一つの柱でもあります。2021年7月から尋訪プロジェクトが始まり、2022年8月には地区家庭総合相談室の開設と各現場における家庭相談員の設置が方針として発表されました。これらの取り組みがより効果的に運営されるよう、以下の方針を定めるものとします。

（１）尋訪・相談における基本姿勢

尋訪・相談においては、相手の話をよく聞き、相手の思いを真摯に受け止めることが原則となります。二世圏には、家庭の中でも教会でも率直な会話ができず、「話を聞いてもらえなかった」という思いを抱えた人もいるため、いきなり「統一原理」や真の父母様のみ言で教育・指導しようとするのではなく、まず相手を受け入れ、信頼関係を築くことが重要です。また、離れている二世を教会に呼び戻すことや修練会に参加させること以上に、「親子関係の回復」や「その家庭における幸せの実現」を第一の目的に置くようにしてください。

（２）尋訪について

信徒家庭や子女のケアにおいては、教会に信徒を呼ぶのではなく、牧会者や公職者が直接信徒の家を訪ね、信仰や家庭の悩みに関してよく相談に乗り牧会することも大切です。そのために、2021年7月からプロジェクトとして尋訪を推進して来ましたが、今後はこれを教会文化として定着させていきます。尋訪するときは、一方的に教会の事情を伝えたり要求したりするのではなく、信徒の声に真摯に耳を傾け、愛と祝福と天運を各家庭に届けに行くという精神で行ってください。また、ある特定の時期にだけ尋訪を行うのではなく、常日頃から行い、牧会者・公職者の役割の一つとして習慣化させるようにしてください。

（３）相談対応について

個別相談においては、相談を受ける者が当事者（親子・夫婦など）双方の思いを聞き、状況を正確に把握し、双方との信頼関係を築くことが原則となります。また、二世圏の問題の根本には、親子関係や父母の夫婦関係に問題があることが多いため、子女に向き合う前に父母と向き合うことも重要です。精神疾患など容易に対応できない

問題に対しては、専門家の協力を仰ぐこととし、個人の主観によって安易に判断しないよう注意してください。相談時における具体的な対応等については、相談員認定研修の映像で説明していますので、そちらを参照してください。

(4) 相談員の認定制度について

二世圏を含む信徒からの個別相談に適切に対応し、法人としての組織的な対応力を高めるため、相談員の認定制度を開始します。牧会者を始めとする各担当部長や家庭相談員等、信徒の相談を直接受ける立場にある教会スタッフは、基本的に全員、認定相談員となることが求められます。当該スタッフは一定の研修を受けることで認定相談員として登録され、登録された相談員は相談を受けた都度、その内容を所定のフォームから報告することが必要となります。詳しくは、「認定相談員制度ガイドライン」を参照してください。

(5) 厚生労働省の児童虐待 Q&A について

2022 年 12 月 27 日に厚生労働省より、「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する Q&A」が発表されました。これによると、以下の行為は児童虐待として疑われますので、今後の子女教育・二世圏教育において、このような行為を行わないよう十分注意するようにしてください。

①身体的虐待

- ・宗教活動への参加を体罰により強制すること
- ・長時間に及ぶ特定の動きや姿勢を強要すること
- ・深夜までの宗教活動への参加を強制すること

②心理的虐待

- ・「～しなければ地獄におちる」「滅ぼされる」などの過度の言葉や、恐怖をあおる映像・資料を用いて子供を脅したり、恐怖を刷り込むこと
- ・宗教活動や行事参加に消極的であることを理由として、子供を無視する、嫌がらせをする等の拒否的な態度を継続的に示すこと
- ・子供の友人や教師など子供と交友関係を持つ者を「サタン」等と称して、子供に対して強い恐怖感を与えること
- ・子供の財産管理権を持っていることに乗じ、子供がある目的をもってアルバイト等をして得たお金（奨学金等を含む）を取り上げ、子供の意思に反し、客観的に見て明らかに子供の現在の生活や将来につながらない目的（この場合は本人が認めていない献金等）に使用すること

③ネグレクト

- ・子供に対し、その年齢や発達程度からみて、社会通念上一般的であると認められる交友等を一律に制限し、子供の社会性を損なうこと
- ・献金をした結果家庭生活に支障が生じる場合も含め、子供に対し、養育環境の観点から適切な住環境、衣類、食事等を提供しないこと
- ・上記と同様の行為により、学校への就学、進学、登校を困難にすること

5. その他

(1) 家庭祭壇について

家庭祭壇は、家庭での信仰生活を定着させ、家庭教会体制を推進していくにあたって重要なものとなりますので、各家庭で適切に家庭祭壇を設置することが推奨されます。家庭祭壇の形式に関しては『侍義生活ハンドブック』の P.76～78 に書かれていますので、そちらを確認してください。また、後日もう少し詳しい内容を検討したうえで、お知らせする予定です。

以上